

姫路市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成27年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分 | 公務員 | | | | 民間 | | | A/B |
|------|-------|--------|-----------|-----------|-------------|------|----------|-----|
| | 職員数 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 A | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 B | |
| 全体 | 634 人 | 43.9 歳 | 325,000 円 | 412,664 円 | — | — 歳 | — 円 | — |
| 清掃職員 | 209 人 | 43.4 歳 | 328,400 円 | 460,122 円 | 廃棄物処理従業員 | 未確定 | | |
| 学校給食 | 103 人 | 41.5 歳 | 302,400 円 | 333,015 円 | 調理士 | 未確定 | | |
| 守衛 | 32 人 | 43.4 歳 | 317,900 円 | 421,415 円 | 守衛 | 未確定 | | |
| 用務員 | 84 人 | 48.3 歳 | 347,700 円 | 387,266 円 | 用務員 | 未確定 | | |
| その他 | 206 人 | — 歳 | — 円 | — 円 | — | 未確定 | | |

※「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均給与額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※職種と民間職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以上 |
|------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 全体 | 人 1 | 人 1 | 人 7 | 人 17 | 人 51 | 人 101 | 人 148 | 人 127 | 人 88 | 人 72 | 人 21 | 人 0 |
| 清掃職員 | 0 | 1 | 2 | 3 | 18 | 34 | 62 | 43 | 22 | 21 | 3 | 0 |
| 学校給食 | 0 | 0 | 1 | 5 | 10 | 26 | 25 | 18 | 14 | 3 | 1 | 0 |
| 守衛 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 2 | 5 | 13 | 0 | 4 | 1 | 0 |
| 用務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 20 | 11 | 16 | 18 | 11 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 4 | 6 | 18 | 32 | 36 | 42 | 36 | 26 | 5 | 0 |

(3) その他給与に関する事項

ア 納入表

○独自納入表

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

| 手当の名称 | 支給要件 | 支給単位 |
|--------------|---|-----------|
| 班長業務手当 | 技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの | 月額 3,000円 |
| 交替制勤務手当 | 職員で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤及び夜勤に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの | 月額 2,000円 |
| | 市役所の位置に関する条例に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの | 月額 1,500円 |
| | ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡姫路城跡の管理を所掌する組織に属する職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの | 月額 500円 |
| 清掃作業手当 | 道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する職員が次に掲げる業務に直接従事した場合 ア. 道路の側溝若しくは溝きよのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集 イ. 道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集 | 1日 450円 |
| | 職員が公衆便所の清掃、管きよのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合、特別史跡姫路城跡、市有靈苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する職員がごみの収集作業に直接従事した場合及び動物園に勤務する職員が畜舎の清掃に従事した場合 | 1日 200円 |
| 葬儀作業手当 | 職員が靈きゆう自動車による死体の輸送作業に従事した場合 | 1体 900円 |
| | 職員が遺体の火葬作業に従事した場合 | 1体 200円 |
| | 職員が收骨作業に従事した場合 | 1体 300円 |
| | 職員が小動物の火葬作業に従事した場合 | 1日 400円 |
| 食肉センター場内作業手当 | 職員が食肉センターにおいて、場内若しくは汚水浄化槽内の清掃又は機器等の点検若しくは整備に従事した場合 | 1日 950円 |
| 特殊自動車運転手当 | 職員が建設機械、大型特殊自動車、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合 | 1日 200円 |
| 乳剤舗装作業手当 | 職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に従事した場合 | 1日 250円 |

| | | |
|-------------|--|-----------|
| 汚物処理現場作業手当 | ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する職員がごみの収集作業に直接従事した場合 | 1日 600円 |
| | 溝きょ等のしゅんせつに伴う汚泥及びがれき等の清掃に関する事務を所掌する組織に属する職員が当該汚泥及びがれき等の収集作業に直接従事した場合 | |
| | し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する職員がし尿の収集作業に直接従事した場合 | 1日 1,150円 |
| | ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する職員がごみ又はし尿の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合 | 1日 550円 |
| | 上記に規定する組織に属する職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監理若しくは点検に係る業務に従事した場合 | 1日 200円 |
| 下水処理現場等作業手当 | 職員が下水処理場の沈砂池、沈殿池若しくはばっ氣槽内若しくは下水清掃用バキューム車のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場若しくはコミュニティ・プラントにおけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業に従事した場合 | 1勤務 400円 |
| | 職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合 | 1勤務 200円 |
| | 職員が下水処理若しくはコミュニティ・プラントにおける汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホールに立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合 | 1日 700円 |
| 害虫駆除作業手当 | 職員が害虫駆除のための薬剤の散布作業、害虫発生源の除却作業又はこれらの作業の監督業務に従事した場合 | 1日 250円 |
| 危険現場作業手当 | 職員が都市公園等において動力草刈機、チェンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合 | 1日 300円 |
| 輸送艇業務手当 | 職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合 | 1回 300円 |
| | 職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合 | 1回 900円 |

ウ 昇給基準

○毎年1月1日に前年1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

○平成26年3月に平成26年度から平成31年度までの6年間を取組み期間とする姫路市定員適正化計画を策定し、将来の組織を支える人員の計画的な確保に配慮しつつ、職種の聖域を設けず職員数の適正化に取り組むことを重点課題として掲げ、引き続き、事務事業の見直しや民間委託の推進を実施するとともに、給与制度の見直しも行い、定員管理・給与の両面で適正化を図ります。

技能労務職については、各職域で直接住民サービスを支えている実態があることから、住民サービスを低下させない対応を基本とし、本市の技能労務職の特性や行財政改革の方針を踏まえ、事業の見直しや簡素合理化、官民の役割分担等を明確化する中で、将来的に必要最小限の人員配置にすべく、職員数の削減に取り組んでいきます。また、平成26年度から行政職への任用替えを実施し、更なる取組みを進めております。

3 具体的な取組内容

○初任給については、平成20年度から平成22年度までの3ヵ年をかけて、毎年2号給、計6号給分の初任給基準の引き下げを実施しました。

初任層から中堅層までの在職職員を対象とし、本来、1年間の勤務が良好であれば定期昇給日(毎年1月1日)に4号給昇給させなければならないところ、平成21年1月1日の定期昇給分から1年につき、1～2号給分の昇給抑制を最大3回実施し、職員全体の給与水準についても計6号給分の引き下げとなる在職者調整を実施しました。(全職員の70%程度が対象。)

また、平成26年1月から、55歳を超える職員については、昇給しないこととしました。

○特殊勤務手当に関しては、平成18年度に廃止・縮減を伴う全般的な見直しを実施しましたが、引き続き、支給実績や本来の特殊勤務手当のあり方など総合的に精査し、一部廃止も視野に入れた見直しを図ります。

○中長期的な技能労務職のあり方の方針を検討し、将来の必要な職域及び人員数を決定しました。

○技能労務職から行政職への任用替えに向けて、対象者の研修を実施し、平成26年4月から任用替えを実施しております。

○従前の定員適正化計画を1年前倒しで見直しを実施し、平成26年4月から6ヵ年の新定員適正化計画を策定した。

4 その他

○事務事業の見直し

不斷に既存の事務事業の見直し、簡素化や効率化の推進、類似する事務事業の見直しを図るとともに、行政需要が増大する分野においても「スクラップ・アンド・ビルト方式」等を徹底します。

○民間委託の推進

年度ごとの退職者数、職場の状況を精査し、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務委託などの民間委託を積極的に推進し、簡素で効率的な行政運営に努めます。